

平成二十七年政令第三百十二号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令
内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、二とする。

附 則

この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。

附 則（平成二十八年一月十六日政令第三五〇号）

この政令は、公布の日から施行する。